

# 公共測量における技術的助言及び審査の手続きの効率化 並びに電子化に関する調査研究作業

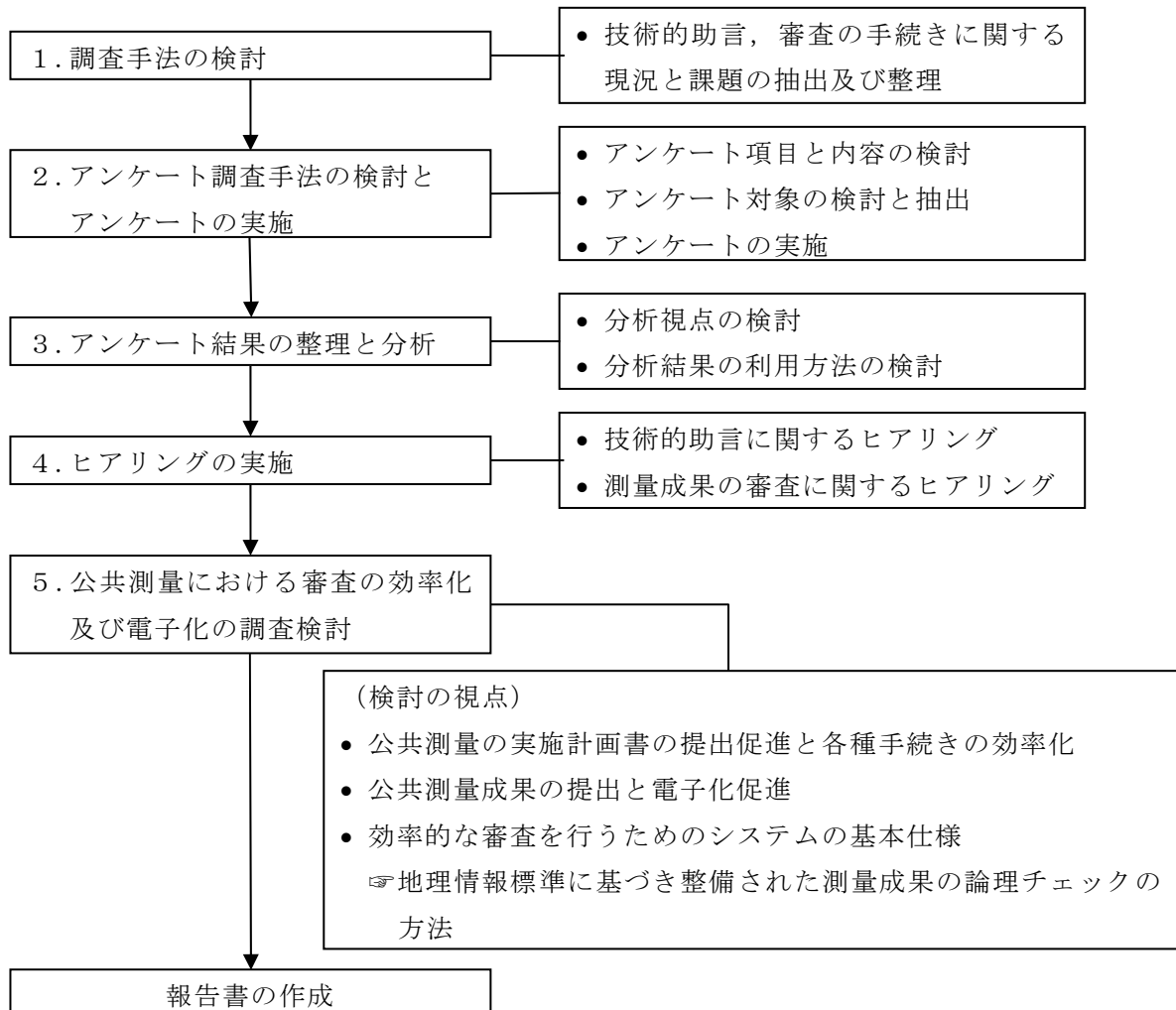
実施期間 平成 19 年度  
企画部測量指導課 井上 武久 田村 孝

## 1. はじめに

測量法では、国又は地方公共団体が実施する測量を公共測量（法第五条）と規定し、測量計画機関は公共測量を実施する際にはあらかじめ作業規程を作成及び実施計画書の提出を行い、当該成果を得たときは測量成果の写しの提出を定めている。しかし、これらの測量法上の諸手続きは十分認識されておらず、公共測量の実施計画書の受理数が実際の測量作業件数と乖離している。本調査研究では、公共測量における実施計画書の提出促進を図るため、技術的助言及び公共測量成果の審査の手続きの効率化並びに電子化に関する検討を行うものである。

## 2. 研究内容

(1) 本調査は以下に示す業務フローチャート（図－1）の通り実施した。



図－1 業務フローチャート

## (2) アンケートの実施状況

アンケート調査の対象は公共測量の計画機関と作業機関に分類し調査対象を選定した。なお、回答率は 50.8% (181 機関中 92 機関) であった。

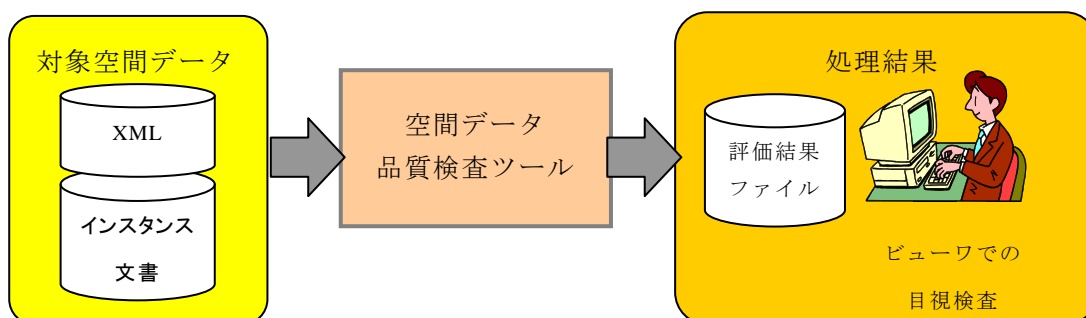
団体区分	調査母数	回答数	回答率
国	12	5	41.7%
都道府県	9	3	33.3%
政令市・特別区	10	7	70.0%
中核市・特例市	57	29	50.9%
その他の市	24	14	58.3%
町村	10	6	60.0%
関係機関	9	7	77.8%
計画機関合計	131	71	54.2%
民間企業（作業機関）	50	21	42.0%
全体合計	181	92	50.8%

## 3. 得られた主な成果

測量計画機関と作業機関のアンケート等から公共測量の手続きや測量成果の提出に関する現状の課題が明らかになった。また、課題解決のための方策について検討を行った。

主な検討項目は以下のとおりである。

- (1) 実施計画書の提出促進のための普及啓発
- (2) 作業規程の準則の改正に対応した技術的助言の拡充
- (3) 作業規程の準則，製品仕様書に対応した効率化の検討
- (4) 公共測量に関する申請手続きのオンライン化の促進
- (5) 公共測量成果の提出及び電子化の促進
- (6) 効率的な審査を行うためのシステムの基本仕様



## 4. 結論

測量法に基づく公共測量の実施と測量成果の提出促進は、当該測量成果の品質確保にとどまらず、地理空間情報を活用する観点から今後とも重要となる。全国の公共測量成果が測量法に従い国土地理院に集約され、基盤地図情報の更新に活用されることで基盤地図情報の利用価値も高まる事が期待される。そのため、本調査研究を踏まえた一層の公共測量手続きの効率化並びに電子化が求められる。